

就労継続支援 A 型事業所なかま真栄における利用者の一般就労に向けた取り組みについて

令和6年3月20日

就労継続支援 A 型事業所なかま真栄

1. 概要

就労継続支援 A 型事業所なかま真栄（定員20名）は、平成26年4月1日に開設している。直近3年間の利用者の就労状況及び一般就労へ移行した方の状況は、次のとおりとなっている。

区分	利用者	一般就労移行者	備考
R3. 4	31	0	
R3. 5	30	0	1名退職
R3. 6	30	0	
R3. 7	30	0	
R3. 8	30	0	
R3. 9	30	0	
R3. 10	30	0	
R3. 11	30	0	
R3. 12	30	0	
R4. 1	31	0	
R4. 2	30	0	1名退職
R4. 3	30	0	
R4. 4	34	0	5名入職、1名就労
R4. 5	33	0	1名退職
R4. 6	32	0	1名退職
R4. 7	32	0	
R4. 8	31	0	1名退職
R4. 9	31	0	
R4. 10	31	1	
R4. 11	31	0	
R4. 12	31	0	
R5. 1	30	0	1名退職
R5. 2	40	1	豊平廃止 10名移行
R5. 3	40	0	
R5. 4	40	0	

R5. 5	40	0	
区 分	利用者	一般就労移行者	備 考
R5. 6	40	0	
R5. 7	39	0	1名退職
R5. 8	38	0	1名退職
R5. 9	39	0	1名入職
R5. 10	36	0	3名退職
R5. 11	35	0	1名退職
R5. 12	34	0	1名退職
R6. 1	34	0	
R6. 2	34	0	
R6. 3	34	0	

3年間で一般就労移行者は2名。B型事業所へ1名、退職者2名となっている。

○令和6年3月1日現在の利用者の性別・年齢構成

区 分	10代	20代	30代	40代	50代	60代
男 性	1	18	3	1	1	0
女 性		7	1	2	0	0
合 計	1	25	4	3	1	0

2. 一般就労移行者

- 過去3ヶ年間の一般就労移行者1名は、自ら一般就労を希望し、応募した結果採用されたものである。
- 面接時には、一般就労を希望する方もいるが、漠然と考えているが、どのようなことが一般就労につながるかは、具体的なイメージがない方が多い。
- 利用されている方は、高等養護学校・高等支援学校の新卒で入職した方が多く、20代が最も多い。これらの中から一般就労移行者を輩出していくことが課題である。

3. 一般就労移行に向けた課題

利用者にモリタリングの機会を通じて、一般就労を希望する者を把握しているが、一般就労を希望する方と一般就労が可能と就労継続支援A型事業所として考えている利用者は必ずしも一致するものではない。

一般就労が可能と考える利用者に何が一番不安なのかをヒアリングした結果は、

次のとおりであった。

- ・経験していないため、全てが不安。
- ・うまく働けるか、一人暮らしをしてみたいが、どのように生活するかがわからない。
- ・困ったときにどこに相談すればいいかわからない。

その中で、当事業所の利用者が一般就労に移行するためには、次のような課題が考えられた。

- ・社会一般常識が十分ではない
- ・人を信じすぎる。だまされやすい
- ・お金に対しての知識
- ・小学校時十分に学校に通学していないため漢字が全く読めない者も
- ・一人ひとりの課題が異なるため、課題解決に向けたカリキュラムが必要

4. 一般就労に向けた対応

一般就労が可能な利用者に対し、就労分野シートを活用し、利用者の支援方法を個別に把握し、カリキュラムを作成し一般就労に向けた支援を行うものとする。「別紙就労分野シート」のとおり。

主な支援方法

- ・JST（職場での対人スキルトレーニング）
- ・ストレス対処
- ・作業マニュアルの作成
- ・アサーション（上手く自分の気持ちを伝える方法）
- ・ジョブリハーサル（受講生同士の共同作業）
- ・履歴書の作成・面接練習
- ・障がい者支援の制度の仕組み



上記支援方法を基本に、個別の必要な支援を作成し、事業所職員で共有し、できるだけ一般就労が可能となるように利用者の支援を行っていく。

5. 障がい者の就労支援に関する制度の周知

別添で添付した「主な支援制度の概要」をテキストとして活用し、一般就労に向けた支援に取り組んでまいる。

就労分野シート(第一回) 聴き取り者名 _____ 聴き取り日 _____ 年 月 日 _____

段階	評価基準	目安
1	できる	本人の力で達成できる場合
2	少し支援が必要	声かけやプログラムにより達成できる場合
3	支援が必要	個別の支援や配慮など工夫が必要な場合
4	できない	障がい特性上、達成が困難な場合

項目	着眼点	支援の必要性	支援ポイント等記載欄（詳細に記入すること）
1 健康管理			
(1) 体調管理	体調を自主的に管理し、不調を訴えることができる		
(2) 服薬管理	決められたとおりに自分で服薬することができる		
(3) 食事管理	栄養を考慮した規則的な食生活を送ることができる		
2 日常生活管理			
(1) 生活リズム	決まった時間に起床、就寝ができる		
(2) 身だしなみ	場に合った服装やきちんととした身なりができる		
(3) 清潔保持	洗顔・歯磨き・髭剃り等ができる、清潔を保持できる		
(4) 金銭管理	計画的に買い物をする等自分で金銭管理ができる		
(5) 移動	自身の力で公共交通機関や支援サービスを利用し移動することができる		
3 対人技能			
(1) 意思伝達	質問、意見等自分の意思を相手に伝えることができる		
(2) 意思疎通	他人との会話への参加や、意思疎通ができる		
(3) 感情コントロール	苦手な人や注意された時の対応場面など、感情のコントロールができ安定している		
(4) 協調性	お互いの個性を認め合い、他人と力を合わせて助け合うことができる		
4 就労準備			
(1) 就労理解	働くことの意味を理解している		
(2) 就労意思	働くことへの心構えがある		
(3) 就労意欲	自ら進んで作業や業務に取りかかるなど仕事へのやる気がみられる		
(4) 体力、精神力	一定時間仕事に耐える体力や精神力がある		
(5) 家族の支援	働くうえで家族等のサポートが得られる		

項目	着眼点	支援の必要性	支援ポイント等記載欄（詳細に記入すること）
5 基本的労働習慣			
(1) あいさつ	状況に応じた挨拶や返事ができる		
(2) 報告・連絡・相談	休み等の連絡、必要に応じた報告・相談ができる		
(3) 毎日の通所	欠勤・遅刻なく出勤することができる		
(4) 規則の遵守	社会や職場の規則・ルールを理解し、守ることができる		
6 職業適性			
(1) 指示の理解	指示に従って仕事を行うことができる		
(2) 持続力、集中力	集中力を持続して仕事をすることができます		
(3) 正確性	正確に仕事を行うこと	ができる	
(4) 責任感	最後まで仕事をやり遂げることができます		
(5) 自己理解①	自身の職業的な長所や課題が理解できている		
(6) 自己理解②	障がい特性への自己理解ができている		
7 現状に至る障がい福祉サービスの利用経過及び就労歴（実習などの経過を含む）			
期間（時期など） 企業名・事業所名	業務内容（具体的に）	労働条件（給与、労働時間、休日など）	
〔特記事項〕（※職場でのエピソード、離職した場合にはその理由（本人の思いや周囲の評価等））			
期間（時期など） 企業名・事業所名	業務内容（具体的に）	労働条件（給与、労働時間、休日など）	
〔特記事項〕（※職場でのエピソード、離職した場合にはその理由（本人の思いや周囲の評価等））			
期間（時期など） 企業名・事業所名	業務内容（具体的に）	労働条件（給与、労働時間、休日など）	
〔特記事項〕（※職場でのエピソード、離職した場合にはその理由（本人の思いや周囲の評価等））			

8 総合所見

本人が希望している就労内容	(※希望職種・勤務形態(労働条件)などの具体的な内容を含む)
本人が自覚している就労準備性の状況	(※「働く上で今後必要となる力(課題)」など)
本人に向いていると判断される就労内容	
聴き取り者所見	
支援の方向性や方針	

主な支援制度の概要

職業リハビリテーションの実施体制の概要

障害者一人ひとりの特性に配慮した職業指導、職業紹介等の職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育等の関係機関の連携のもとに実施。

1 公共職業安定所

就職を希望する障害者の求職登録を行い（就職後のアフターケアまで一貫して利用）、専門職員及び職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導を実施

2 障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構）

(1) 障害者職業総合センター〔1センター〕

高度の職業リハビリテーション技術の研究・開発、専門職員の養成等の実施

(2) 広域障害者職業センター〔3センター〕

（国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、せき臓損傷者職業センター）

障害者職業能力開発校や医療施設等と密接に連携した系統的な職業リハビリテーションの実施

(3) 地域障害者職業センター〔各都道府県1センター、5支所〕

障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施

3 障害者雇用支援センター

（都道府県知事が指定した民法法人が設置・運営）〔14センター〕

就職が特に困難な障害者に対する職業準備訓練を中心とした雇用支援を実施

4 障害者就業・生活支援センター

（都道府県知事が指定した社会福祉法人、NPO法人等が運営）〔110センター〕

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施

5 障害者職業能力開発校

（国及び県が設置、都道府県、高齢・障害者雇用支援機構が運営）〔国立13校、府県立6校〕

訓練科目・訓練方法等に特別の配慮を加えつつ、障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施

※ 民間の能力開発施設（事業主、民法法人等が運営）〔20施設〕

民間施設において、障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための教育訓練事業（厚生労働大臣の定める基準に適合するもの）を実施

ハローワークにおける障害者の就労支援

○ 職業相談・職業紹介

ハローワークでは、就職を希望する**障害者の求職登録**を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施している。

職業相談・職業紹介に当たっては、公共職業訓練のあっせん、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等の**各種支援策も活用**している。

また、求人者・求職者が一堂に会する**就職面接会**も開催している。

○ 障害者向け求人の確保

障害者向け求人の開拓を行うとともに、一般求人として受理したもののうちから障害者に適したものについて**障害者求人への転換**を勧め、求人の確保に努めている。

○ 障害者雇用率達成指導と結び付けた職業紹介

事業主に対して雇用率達成指導を行う中で、**職業紹介部門、事業主指導部門**が連携し、雇用率未達成企業からの求人開拓、未達成企業への職業紹介を行っている。

○ 関係機関との連携

的確な職業紹介を行うに当たって、より専門的な支援等が必要な場合に、地域障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションや、障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援を紹介するなど、**関係機関と連携した就職支援**を行っている。

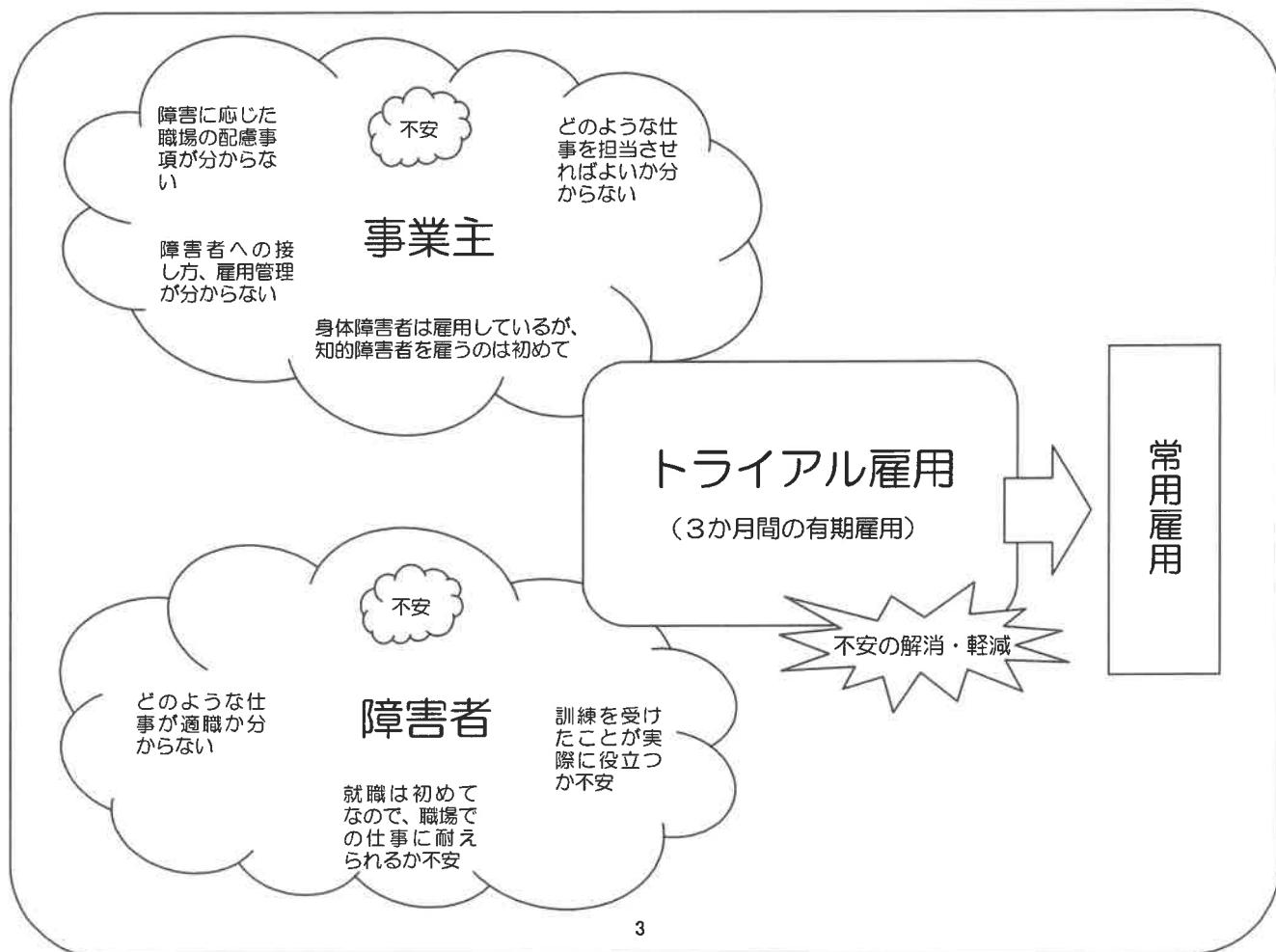
「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種に向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。

- 期 間 3か月間を限度（ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結）
- 奨励金 事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月5万円を支給
- 実施数 6,000人（平成18年度）
- 実 績 開始者数4,220人、常用雇用移行率82.8%（平成16年度）



地域障害者職業センターの概要

1. 趣旨

地域障害者職業センターは、公共職業安定所との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県に設置されている。

2. 設置及び運営

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

3. 事業の概要

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の習得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

○ 事業主に対する相談援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。

地域障害者職業センターにおける職業準備支援

1 趣旨

ハローワークにおける職業紹介、職業訓練、職場実習、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援等、就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、基本的な労働習慣の体得、社会生活技能の向上等、個々の障害者のニーズに合った支援を提供し、就職、復職、職場適応に向けた準備性を高める。

2 支援内容

対象者の状態に合わせて、(1)から(3)のいずれか、又は組み合わせて実施。

(1) センター内での作業支援

① 早期に就職を目指すための作業支援（→ハローワークの職業紹介等へ移行）

- ・ 対象者：比較的早期に職業紹介等へ移行することが可能な者
- ・ 支援内容：センター内に常設された模擬的な就労場面での短期間の作業体験を通じ、作業適性、職場環境への適応力等を把握し、作業遂行力の向上を図る。

② 就職等を目指し段階的に課題改善を図るための支援（→ジョブコーチ支援等へ移行）

- ・ 対象者：ジョブコーチ支援等により長期継続的な支援が必要な者
- ・ 支援内容：センター内に常設された模擬的な就労場面での一定期間の作業体験を通じ、作業適性、職場環境への適応力等を把握し、基礎体力の向上、通勤技能の体得、集団場面での適切な対人態度の体得等を図る。

(2) 職業準備講習カリキュラム

- ・ 対象者：職業人としての心構え、職場の基本的ルール、就職活動の進め方等、就職や職業生活に必要な知識の習得が必要な者
- ・ 支援内容：就職、職業及び職業生活に関する知識を習得するための講座（職業講話、事業所見学、事業所体験実習、ロールプレイ等）の中から、対象者の課題に応じたカリキュラムに基づく支援を実施する。

(3) 精神障害者自立支援カリキュラム

- ・ 対象者：社会生活技能の向上が必要な精神障害者
- ・ 支援内容：簡易作業体験やレクリエーション活動を通じて通所への慣れ、集団場面への適応を図るとともに、事業所場面を想定した実践的な対人技能訓練（SST）を通じたコミュニケーション能力、対人対応力の改善を図る。

3 支援実績（平成16年度）

- ・ 支援対象者数：2,368人
- ・ 支援終了者のうち就職に向けた次の段階へ移行した者の割合：80.0%

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援について

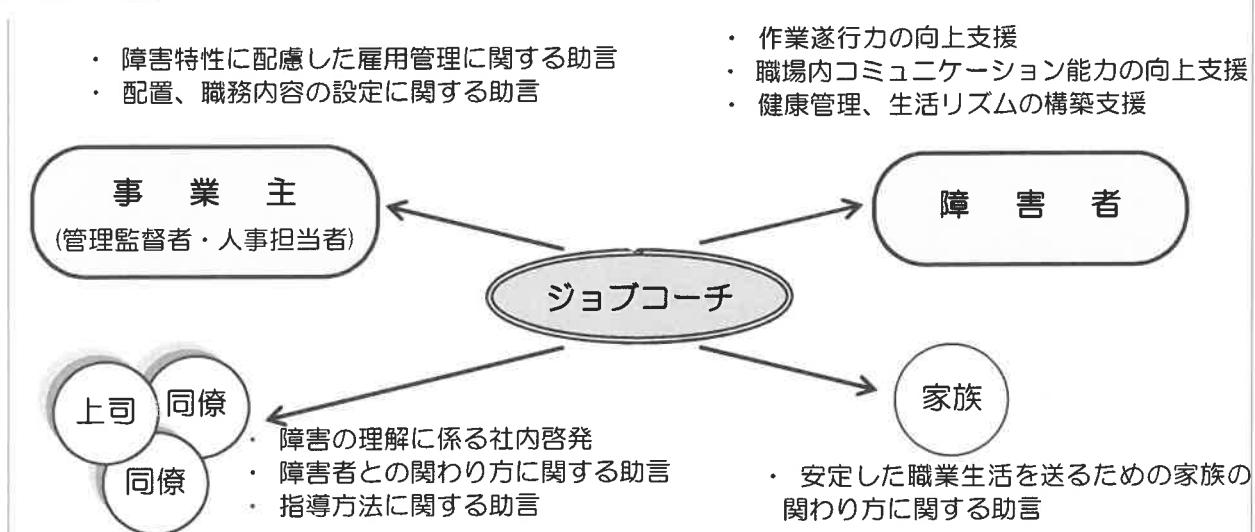
知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行う。

地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援を実施。

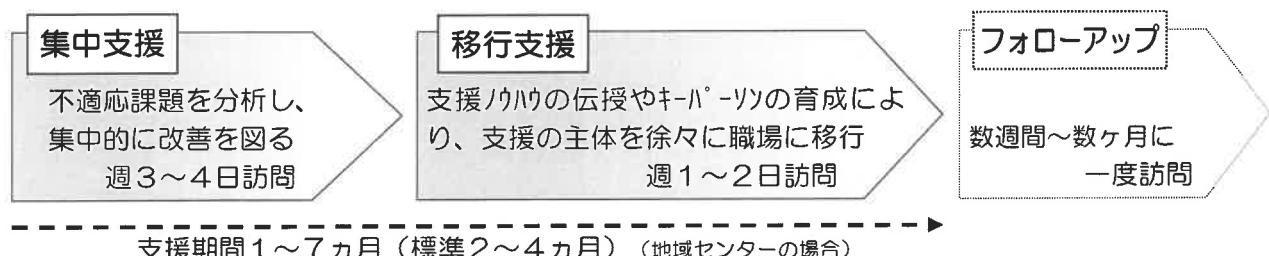
◎ 支援の契機

- ・ 就職時（雇用前又は雇入れと同時に支援を開始）
- ・ 職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

◎ 支援内容



◎ 標準的な支援の流れ



◎ ジョブコーチ配置数（平成18年4月現在）

計 726 人	<table border="0"><tr><td>地域センターのジョブコーチ</td><td>304 人</td></tr><tr><td>第1号ジョブコーチ（福祉施設型）</td><td>407 人</td></tr><tr><td>第2号ジョブコーチ（事業所型）</td><td>15 人</td></tr></table>	地域センターのジョブコーチ	304 人	第1号ジョブコーチ（福祉施設型）	407 人	第2号ジョブコーチ（事業所型）	15 人
地域センターのジョブコーチ	304 人						
第1号ジョブコーチ（福祉施設型）	407 人						
第2号ジョブコーチ（事業所型）	15 人						

◎ 支援実績（平成16年度、地域センター）

支援対象者数 2,960 人、職場定着率（支援終了後6カ月） 83.0%

精神障害者総合雇用支援

1. 趣旨

精神障害者については、①症状が不安定で再発しやすい、②医療面・生活面のケアが不可欠である等の障害特性があることから、事業主、医療機関、家族等と連携し、専門的かつ継続的な支援を行っていく必要がある。

そこで、全国の地域障害者職業センターに、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置することにより支援体制を強化し、主治医等医療関係者との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して総合的な支援を実施する。

2. 事業の概要

(1) 雇用促進支援

- ・ 採用計画（職務内容、配置等）の立案等の支援
- ・ 基本的労働習慣の習得、不安の軽減・集団適応、コミュニケーション能力・対人対応力の向上支援
- ・ 医療機関、家族等との連携体制の構築
- ・ ジョブコーチの派遣による雇用前支援

(2) 職場復帰支援（リワーク支援）

- ・ 職場復帰に向けたコーディネート（活動の進め方等の調整）
- ・ 生活リズムの立直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援
- ・ リハビリ出勤（試し出社）による復職前のウォーミングアップ
- ・ 職場の受入体制の整備（復職計画の策定、上司・同僚等の啓発等）

(3) 雇用継続支援

- ・ 作業能率、対人関係等、問題解決に向けた助言・援助
- ・ 職場の支援体制の立直し、障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・ ジョブコーチの派遣による職場適応支援
- ・ 定期的なフォローアップによる問題の早期把握と長期的な定着支援

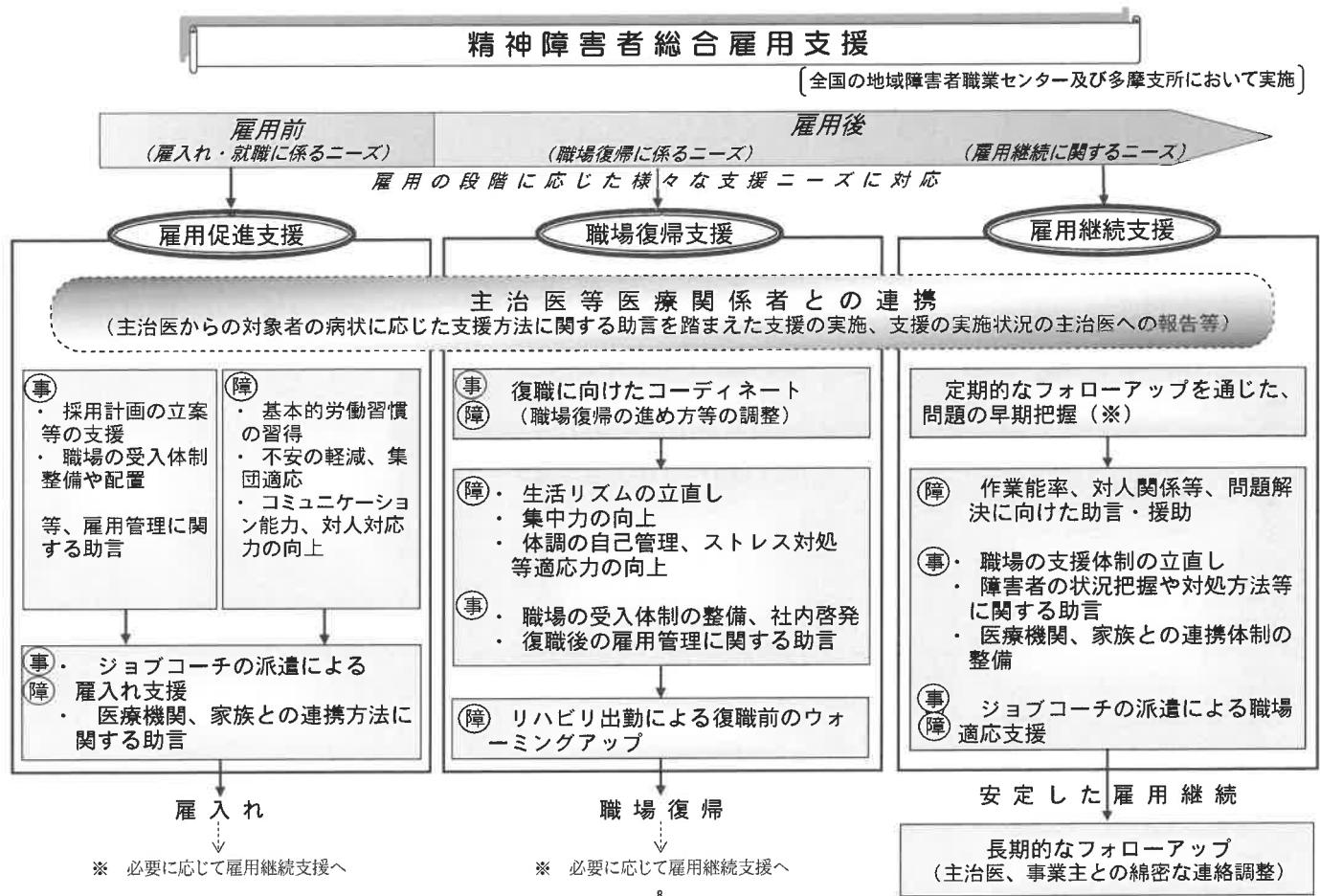
(4) 精神障害者支援ネットワークの形成

① 精神障害者支援連絡協議会

地域の精神科医療、産業保健、福祉、雇用の関係者からなる協議会を設置し、地域における精神障害者の支援ネットワークを構築する。

② 事業主支援ワークショップ

精神障害者の雇用に関して共通の課題を抱える事業主同士が集まり、専門家を交えた討論・意見交換を行うこと等により、課題解決に向けた取組を支援する。



障害者雇用支援センター

1 趣旨

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対して、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行い、就職が特に困難な障害者の雇用の促進を図る。

2 支援対象者

- 職務遂行能力の程度から、長期間の職業準備訓練が必要な者
- 職業生活面での課題が多く、作業指導とあわせて生活面の指導が相当必要な者 等

3 事業内容

- (1) 職業準備訓練の実施（原則1年、最長2年）
- (2) 就職後の通勤援助、職場定着指導
- (3) 事業所に対する支援対象障害者の雇用管理に係る助言

4 設置箇所数

14センター

（北海道、茨城、埼玉、東京、長野、静岡、愛知、滋賀、大阪、兵庫、広島、福岡、熊本、宮崎）

5 運営費補助

障害者雇用支援センター助成金（運営費の3／4）

6 運営主体

都道府県知事が指定する民法法人

障害者就業・生活支援センター事業について

(1) 趣旨

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。平成14年の障害者雇用促進法改正により創設。

(2) 事業内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。

<就業支援>

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 求職活動支援
- 職場定着支援
- 事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活支援>

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

(3) 設置箇所数

18年度 110センター (17年度90センター)

※ 18年度各県の設置状況：5カ所設置・・・1府
4カ所設置・・・2道県
3カ所設置・・・18都府県
2カ所設置・・・17県
1カ所設置・・・9県

(4) 予算措置

雇用（職業安定局）と福祉（障害保健福祉部）の連携事業として実施

- 就業支援（委託費）：1カ所当たり約843万円^{*1}（就業支援担当者2名配置）
- 生活支援（補助金）：1カ所当たり約512万円^{*2}（生活支援担当者1名配置）

*1：平成17年度委託費の平均。17年度予算額790百万円。18年度予定額1,028百万円。

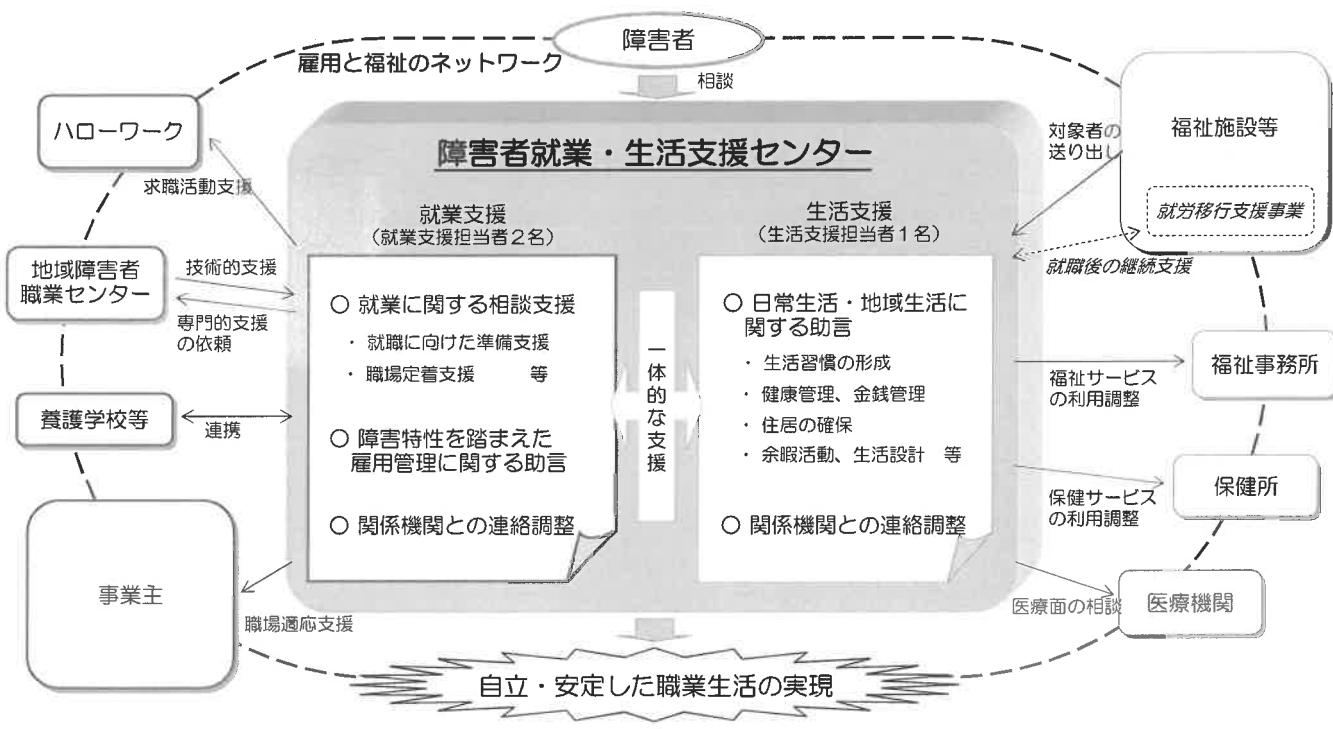
*2：平成17年度の1箇所予算。17年度予算額233百万円。平成18年度以降の補助金については、地域生活支援事業費等補助金の内数となる（国1/2、都道府県1/2）。

(5) 運営主体

社会福祉法人、特定非営利活動法人、民法法人等で、都道府県知事が指定した法人。

障害者就業・生活支援センター事業（雇用と福祉の連携）

就職を希望する障害者や在職中の障害者の抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。



公共職業能力開発施設における職業訓練の実施

(1)一般の職業能力開発校への入校促進

障害者に対する職業訓練については、ノーマライゼーションの理念に基づき、バリアフリー化を推進することにより、一般の職業能力開発校への入校を促進している。さらに、都道府県立の一般校を活用して、知的障害者等を対象とした訓練コースを設置し、一般校での受入れが困難であった障害者に対して職業訓練機会を提供している。

(2)障害者職業能力開発校の設置・運営

一般的な公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対しては、その障害の態様に配慮した職業訓練を実施している。

障害者職業能力開発校は、国立が13校、都道府県立が6校で、全国に19校が設置されているが、国立の13校のうち2校は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に、11校は都道府県に運営を委託している。障害者職業能力開発校の訓練科目については以下のとおり。

【国立】

名 称	訓 練 科 目
北海道障害者職業能力開発校	木工、製版、建築設計、機械製図、OA事務、プログラム設計、ショッピングマネジメント、被服縫製（作業実務）
宮城障害者職業能力開発校	コンピュータ制御、デジタルデザイン、福祉機器、OAビジネス、情報処理、総合実務
中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター) ※独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営	メカトロニクス、機械加工、電子機器、工業デザイン、製版、OAシステム、システム設計、経理事務、OA事務、職業実務、職域開発
東京障害者職業能力開発校	電子機器、経理事務、OA事務、プログラム設計、オフィスワーク、機械製図、CADオペレータ、医療総合事務、介護保険事務、服飾ソーイング、スキルワーク、カラーDTP、編集デザイン、実務作業
神奈川障害者職業能力開発校	機械加工、機械製図、コンピュータ制御、製版、OAシステム、経理事務、一般事務、オフィスインフォメーション、総合実務
石川障害者職業能力開発校	機械製図、電子機器、洋裁、陶磁器製造、製版、一般事務、生産実務
愛知障害者職業能力開発校	システム設計、OAシステム、コンピュータ制御、OA事務、CAD設計、グラフィックデザイン、園芸、アパレル、彫型工芸
大阪障害者職業能力開発校	システム設計、メカトロニクス、機械製図、OA事務、製版、Webデザイン、作業実務
兵庫障害者職業能力開発校	臨床検査、メカトロニクス、OAシステム、データベース、製版、実務作業
吉備高原障害者職業能力開発校 (国立吉備高原職業リハビリテーションセンター) ※独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営	メカトロニクス、機械製図、電子機器、電気機器、製版、システム設計、経理事務、OA事務、職業実務、職域開発
広島障害者職業能力開発校	機械加工、機械製図、製版、表具、OA事務、ソフトウェア、総合実務
福岡障害者職業能力開発校	プログラム設計、機械製図、義肢・装具、建築設計、商業デザイン、OA事務、DTP制作、総合実務、アパレルデザイン
鹿児島障害者職業能力開発校	製版・印刷、義肢・装具、経理事務、OA事務、電子機器、総合実務、園芸、洋裁

【県立】

名 称	訓 練 科 目
青森県立障害者職業訓練校	電子機器、製版、OA事務、作業実務
千葉県立障害者高等技術専門校	情報技術、情報事務、基礎実務
静岡県立あしたか職業訓練校	機械操作、加工組立、アパレル・流通、OA事務、機械加工
愛知県立春日台職業訓練校	機械、木工、縫製、紙器製造、陶磁器
京都府立城陽障害者高等技術専門校	縫製、紙器製造、OA事務
兵庫県立障害者高等技術専門学院	システム設計、精密加工、貴金属・宝飾、機械製図、加工組立

※訓練科目については平成17年度

障害者の態様に応じた多様な委託訓練

1 趣旨

企業、社会福祉法人、N P O 法人、民間教育訓練機関等多様な委託先を開拓し、個々の障害者に対応した職業訓練（公共職業訓練）を障害者が居住する地域で機動的に実施することにより、障害者の雇用促進に資する。

2 職業訓練対象人員（全国）

平成18年度 6, 300人

3 仕組み

- (1) 国（厚生労働省）と都道府県で委託契約
- (2) 都道府県においては、職業能力開発校が委託元となって実施（都道府県が実施の拠点となる職業能力開発校を選定）
- (3) 都道府県に配置した障害者職業訓練コーディネーターが、委託先の開拓、受講生の募集、職業訓練のマッチング
- (4) 受講生は、ハローワークの求職登録障害者

4 訓練コース

(1) 知識・技能習得訓練コース

社会福祉法人、N P O 法人、民間教育訓練機関等における就職の促進に資する知識、技能を習得するためのコース

(2) 実践能力習得訓練コース

企業等の事業所現場を活用して、就職のための実践能力を習得するためのコース

(3) e-ラーニングコース

通所が困難な障害者に対して、W e b 上での課題提出・添削指導、e-メール、掲示板、受講者間のチャット等、インターネットの機能を十分活用して、在宅勤務、在宅就労が可能な水準のI T 技能の習得を図るコース

5 訓練期間、訓練時間

原則3か月、月100時間を標準として、障害の態様に応じた柔軟な設定が可能

6 委託料

委託先機関に支払う委託料は、職業訓練受講生1人につき月額6万円上限

＜障害者の態様に応じた多様な委託訓練スキーム＞

